

記者発表資料



鹿児島県

令和7年8月28日（木）

発表の趣旨（※該当する全てにチェック）

- ☐ 各種資料や情報の提供
☐ イベント・会議等の案内
☐ 当日の取材依頼
☐ 開催日時等の周知依頼
☐ 参加者募集の事前告知依頼
☒ その他（ ）

発表事項

伝染性紅斑流行発生警報の発令について

内 容

感染症発生動向調査事業による伝染性紅斑の定点当たり報告数が、警報発令基準である2.00を超えたことから、県下に伝染性紅斑流行発生警報を発令します。

1 伝染性紅斑の発生状況

(1) 県全体の発生状況の推移

報 告 週	報告数 (人)	定点当たり 報告数
32週 (8/4～8/10)	51	1.65
33週 (8/11～8/17)	57	1.84
34週 (8/18～8/24)	70	2.26

※定点医療機関数：31

(2) 各保健所管内の状況（第34週）

警報 レベル	保健所名	定点当たり 報告数	警報 レベル	保健所名	定点当たり 報告数
○	鹿児島市	3.13	○	姶良	5.80
○	指宿	3.00		志布志	—
	加世田	—	○	鹿屋	2.50
○	伊集院	4.00	○	西之表	2.00
	川薩	—		屋久島	—
○	出水	2.00		名瀬	—
	大口	—		徳之島	—

警報レベル：2.00

2 県の対応

(1) 市町村、学校関係、医療機関などの関係機関に対して警報発令を周知し、注意喚起を依頼。

(2) 県のホームページに県民向けの伝染性紅斑の予防策を掲載予定

3 参考

前回の流行発生警報発令日：平成27年7月16日

日 時

場 所

資 料

伝染性紅斑について

ホームページ掲載

☐ なし ☐ あり ☒ 後日掲載（9月 1日掲載予定）

取 材 案 内

問い合わせ先 （担当課）

担当課

保健福祉部 感染症対策課

取材対応者

課長 久保 純子(099-286-5701)

問い合わせ窓口

感染症保健係 桑原 長崎 内線2725

◆伝染性紅斑について

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルスB19を病原体とし、幼児、学童の小児を中心にみられる流行性の発疹性疾患である。典型例では両頬がリンゴのように赤くなることから「リンゴ病」と呼ばれることもあるが、本疾患の約4分の1は不顕性感染である。

【臨床症状】

本疾患の特徴的な症状は、感染後10～20日の潜伏期間を経て出現する両頬の境界鮮明な紅斑であり、続いて腕、脚部にも両側性に網目状・レース様の発疹がみられる。体幹部（胸腹背部）にもこの発疹が出現することがある。発疹は1週間前後で消失するが、一度消えた発疹が短期間のうちに日光や熱（入浴や運動など）により再出現することがある。

また、感染後約1週間で、約半数にインフルエンザ様症状などを呈することがある（倦怠感、発熱、筋肉痛、鼻汁、頭痛など）。この時期にウイルス血症を起こしており、ウイルスの体外への排出量は最も多くなる。発疹出現時期を迎えて伝染性紅斑と臨床的に診断された時点は抗体を産生する頃であり、ウイルス血症はほぼ終息し、既に周囲への感染性はほとんどない。

基本的には予後良好であるが、関節痛・関節炎がみられることがあり、小児より成人、男性より女性に多く、数日から数カ月に及ぶ場合がある。また、妊婦が感染すると、垂直感染を呈し、流産や死産、胎児水腫を起こすことがある。その他、溶血性貧血患者が感染した場合に貧血発作を引き起こしたり、免疫不全者が感染すると、重症で慢性的な貧血を引き起こしたりする場合がある。

【感染経路】

通常は飛沫感染もしくは接触感染であるが、まれにウイルス血症の時期に採取された血液製剤からの感染の報告がある。

【治療・予防】

特異的な治療法はなく、対症療法のみである。免疫不全者における持続感染、溶血性貧血患者などでは、γ-グロブリン製剤の投与が有効なことがある。

紅斑の時期にはほとんど感染力がないので、二次感染予防策の必要はない。患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることにより感染するので、一般的な予防対策である手洗い、うがい、咳エチケットを心がける。現在のところワクチンはない。

妊婦などは、流行時期に感冒様症状の者に近づくことを避け、万一感染した場合には、胎児の状態を注意深く観察する。